

平成 20 年度健診内容

健診名	対象	自己負担金		検査項目
		集団健診(市)	個別健診(医療機関)	
特定健康診査	40～74歳の国保加入者	1,200円	2,400円	身体測定、腹囲測定(特定健診のみ)、 身体診察、血圧測定、血中脂質検査、 肝機能検査、血糖検査、尿検査 ※診察結果により、追加項目あり
健康診査	29歳以下	2,000円	—	肝機能検査、血糖検査、尿検査 ※診察結果により、追加項目あり
	30～39歳	1,200円	—	
	75歳以上(65～74歳の長寿医療制度の被保険者含む)	無料	無料	
生活機能評価	要支援・要介護の認定を受けていない65歳以上の人	無料	無料	診察、心電図、血液検査など
肝炎ウイルス検診	40～69歳	800円	—	HBs抗原検査、HCV抗体検査 (血液検査)
	70歳以上(65歳の長寿医療制度の被保険者含む)	300円	—	
骨粗しょう症検診	40、45、50、55、60、65歳の女性	700円	—	超音波測定法
	70歳の女性(65歳の長寿医療制度の被保険者含む)	200円	—	
	その他	2,200円	—	
前立腺がん検診	49歳以下の男性	1,680円	—	PSA検査(血液検査)
	50～69歳の男性	500円	—	
	65～69歳の男性で長寿医療制度の被保険者	200円	—	
結核肺がん検診	39歳以下	850円	—	胸部X線検査 胸部X線検査 喀痰細胞診検査
	40歳以上	無料	—	
胃がん検診	39歳以下	5,038円	—	胃部X線検査
	40～69歳	1,500円	—	
	70歳以上の女性(65～74歳の長寿医療制度の被保険者含む)	500円	—	
子宮がん検診	20～69歳の女性	2,100円	2,100円	視診、細胞診、超音波検査
	70歳の女性(65歳以上の長寿医療制度の被保険者含む)	700円	700円	
乳がん検診	30～39歳の女性	1,800円	1,800円	視診、触診、超音波検査 視診、触診、マンモグラフィ2方向 視診、触診、マンモグラフィ1方向 視診、触診、マンモグラフィ1方向 マンモグラフィ1方向
	40～48歳の偶数年齢の女性	2,800円	2,800円	
	50～68歳の偶数年齢の女性	1,800円	1,800円	
	66・68歳の女性で長寿医療制度の被保険者	600円	600円	
	70歳以上の偶数年齢の女性	500円	500円	
大腸がん検診	39歳以下	1,533円	—	便潜血検査
	40～69歳	500円	—	
	70歳以上(65～74歳の長寿医療制度の被保険者含む)	200円	—	

※長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

新しい健診制度が始まります

～特定健康診査・特定保健指導～

平成20年度から、従来の基本健康診査が変わり、「特定健康診査(以下特定健診)・特定保健指導」が始まります。特定健診・特定保健指導は40～74歳の人を対象で、生活習慣病につながるメタボリックシンドローム(*1)の予防・改善を目的としています。毎日を健康で楽しく暮らせるように、毎年健診を受けましょう。

※特定健診・特定保健指導の詳しい内容については、[大崎市ホームページ](http://www.city.osaki.miyagi.jp/) (http://www.city.osaki.miyagi.jp/) をご覧ください。

問 健康推進課 ☎23-5311

各総合支所保健福祉課

松山 ☎55-5020 岩出山 ☎72-1214

三本木 ☎52-2114 鳴子 ☎82-3131

鹿島台 ☎56-9029 田尻 ☎38-1155

*1
メタボリックシンドローム
おなか周りに脂肪がつく内臓脂肪型肥満の人が、「中性脂肪が高め」「血糖値が高め」「血圧が高め」といった生活習慣病の危険因子を2つ以上併せ持っている状態

■特定健診の日程と会場

特定健診は、六月から十二月の間に各地域の保健センター、公民館、小学校体育館、市内の指定医療機関で実施します。四十歳から七十四歳の大崎市国民健康保険加入者全員に受診票と日程表を送付しますので、会場と日時を確認のうえ受診してください。なお、受診の際には保険証の確認を行います。忘れずに持参してください。

■社会保険等に加入している人も受診できます

社会保険等(健保組合、国保組合、共済組合など)の加入者とその被扶養者も、大崎市国民健康保険の特定健診と同じ日程・会場で受診することができます。

受診する際は、自分が加入している医療保険者が発行する受診券、被保険者証、医療保険者で定める一部負担金を持参してください。

詳しい内容については、加入している医療保険者(社会保険事務所等)、または事業主に確認してください。

■特定健診対象外の人

特定健診の対象にならない三十九歳以下の人、七十五歳以上の人(六十五歳から

七十四歳の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者を含む)については、市が実施する健診を特定健診と同じ日程・会場で受診することができます。希望する人は、申し込みをしてください。

■特定健診を受けた後は

特定健診後、メタボリックシンドロームまたはその予備群に該当した人には特定保健指導の案内が届き、健康的な生活を送るために医師や保健師などによる対象者の状態にあった保健指導を行います。対象にならなかった人には特定保健指導はありませんが、各地域で生活習慣相談や特定健診事後指導会を行いますので、積極的に参加し、健康づくりに取り組みましょう。

■がん検診などの健診も受けましょう

特定健診以外にも、がん検診などの各種健診はこれまでどおり市で受けられます。平成十八年に死亡した市民の約六割が、がんや心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病で亡くなっています。

これらの病気を予防するためには、偏った食事や運動不足など日常生活習慣を見直して改善することが大切です。また、規則正しい生活を

生活機能評価を受けましょう

生活機能評価とは?

心身の健康状態や日常生活をチェックして、要介護状態におちいる原因を早期に発見するための健診です。今まで気付かなかった生活上の問題点を知り、介護予防に積極的に取り組むことで、高齢者が元気にいきいきと暮らせることを目的としています。

対象者

要支援・要介護の認定を受けていない六十五歳以上のすべての人が対象となります。

受診後の内容

生活機能評価を受けて、今後介護や支援が必要になる可能性が高いと診断された人には、その人に適した情報や介護予防サービスを提供し、健康状態の維持・改善を図ります。

受診方法

◎特定健診の対象者または健診を申し込んだ人
受診票と一緒に基本チェックリスト(*1)が

送付されます。受診の際には、このチェックリストが必要になりますので、すべての項目に回答のうえ、各健診会場または指定医療機関に持参してください。

◎特定健診または健診を申し込んでいない人

四月に基本チェックリストのみを送付しています。まだ返信していない人は、すべての項目に回答のうえ、持参または基本チェックリストと一緒に同封した返信用封筒で郵送してください。

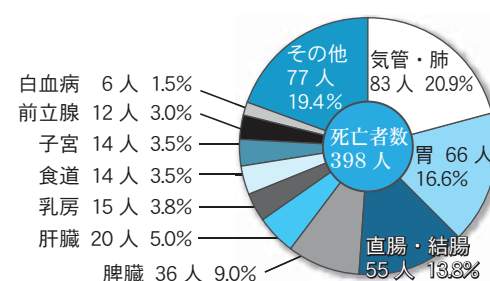
内容を確認した結果、介護予防の必要性が高いと判断された人には生活機能評価の受診票を送付します。該当した場合は、必ず受診してください。

*1 基本チェックリスト

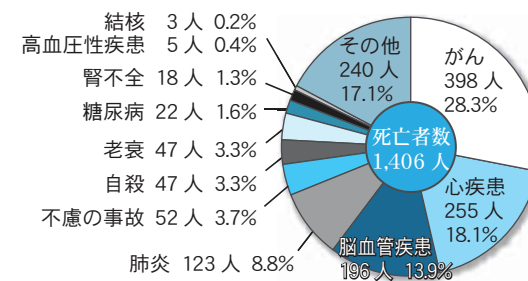
生活機能評価に必要な問診票で、生活の状況や運動機能、栄養状況などに関する項目を「はい」「いいえ」で答えるもの

問 古川地域包括支援センター ☎23-5111

大崎市のがんの部位別死亡状況(平成18年)



大崎市の死亡原因の内訳(平成18年)



して健康に暮らすことは、医療費の抑制や保険税等の負担軽減にもつながります。自分の健康状態を確かめるために、必ず年に一度は健診を受けましょう。